

令和 2 年 6 月

定 例 教 育 委 員 会

新 庄 市 教 育 委 員 会

教育長報告（１）

令和２年６月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- （１） 佐藤文一議員から「校内で使用する石鹼、マスク、消毒液等の備蓄状況について、又、マスク着用にて授業を受ける事は健康に問題があるとの指摘に対し、フェイスシールドの配付の必要性について伺う。」という質問に対して

「学校現場での新型コロナウイルス感染症対策における感染予防・防止のための消耗物品については、原則的に各校の自主的判断で使用することができる学校管理費配当予算にて対応している。児童生徒の感染防止は手洗いによるウイルス除去が基本となるが、石鹼等の準備は各校の使用状況に応じて各校でその対応を行っており、手洗いでの感染防止が難しい保護者等の来校者を中心とした対応のため、アルコール消毒液を教育委員会で一括購入し、必要に応じて各校に配布している。また、不特定多数の方が手を触れるドアノブ等の殺菌消毒に効果的な次亜塩素酸ナトリウム消毒液、いわゆる塩素系漂白剤を利用した消毒液作成のため、教育委員会で一括購入し、各校に配布している。マスクに関しては、児童生徒全員に着用しての登校を指導するとともに、保護者にもその徹底をお願いしており、マスクの着用を忘れてきた場合にのみ各校で常備しているマスクを配布するなどの対応をしている。

また、授業中のマスク着用による健康への影響については、これから暑くなる時期を迎えるため熱中症リスクへの低減策も併せて必要と考えている。国では、体育の授業において、いわゆる「３密」の状態を回避しながら、必要に応じてマスクを外しての活動も可能としているが、各校の実状を踏まえた対策を講じることが必要と考えている。なお、フェイスシールドに関して、国では一律に必要なものだとは考えておらず、自治体における対応も様々である。

新型コロナウイルスは未だ未知の部分も多く、感染防止対策も試行錯誤しながらの対策を講じている状況であるが、フェイスシールドの活用については、マスク同様、一長一短があるので、そのことを踏まえながら、今後考えていかなければならないと思っている。」と答弁をした。

次に「三密回避の為、教室数の確保、夏季の空調、教職員の配置、学習支援員、ボランティア等の増員等についての考えを伺う。」という質

間に対して

「主に授業を行う教室においては、児童生徒の間隔を1 m以上あけて座席を取るなどの配慮を行っている。難しい場合は、学習を広い教室で行ったり、隣接する多目的スペースを活用したりしながら、それぞれ工夫をしている。また、人数が多い学級は、空いている教室を活用し、2つのグループに分けて学習している。児童生徒はマスクを着用しており、これからの季節で気温が上昇することをふまえ、空調がある場所に移動して学習することも想定している。

教職員の配置については、感染対策のために、担任のほか、空き時間の教員や担任以外の個別学習指導員等を工夫して活用している。このたび、文部科学省から、地域の感染状況に応じて、小6、中3を中心に3,100人の教員を追加することや、61,200人の学習指導員や20,600人のスクールサポートスタッフを増員することが方針として示されたので、今後、動向をみながら要望をしていきたい。また、ボランティアの増員については、感染拡大を防ぐため、これまで外部からの来校者に制限を設けていた。今後、状況をみながら、補習などの必要があった場合、ボランティアの活用について検討していきたい。」と答弁をした。

最後に「第2波に備えて、文部科学省が推進するGIGAスクール構想の早期実現の動きについて伺う。」という質問に対して

「当初国では、校内通信ネットワーク環境の強化と児童生徒1人1台端末整備のうち、小5・小6・中1に係る整備を令和2年度までに完了させるため、その所要額を令和元年度国補正予算にて措置するとともに、後年度以降は段階的に整備を図り、令和5年度までに児童生徒1人1台端末整備を完了させることとしていたが、これを前倒しし、今年度中に児童生徒1人1台端末整備を完了させるため、必要な予算を令和2年度国第1次補正予算において措置している。

このような国の動きを受けて、本市でもGIGAスクール構想における校内通信ネットワーク環境整備と端末整備を加速化させることにした。特に端末整備については、令和元年度国補正予算及び令和2年度国第1次補正予算に呼応しての「3人に2台分の端末整備」に加え、地方財政措置に基づき自治体単独予算で整備すべきとされている残り「3人に1台分の端末整備」についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を視野に入れながら併せて整備を行うため、この度の6月補正予算(案)に校内通信ネットワーク環境整備費と市内児童

生徒全員分の端末整備費を計上し対応している。

また、国では、このGIGAスクール構想によって、災害や感染症の発生等による学校の臨時休校等の緊急時においても、子どもたちの学びの保障を実現するため、学校と児童生徒が円滑にやり取りを行える環境を整えていくことも目指しており、本市においても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に入れながら、今後、効果的かつ効率的な事業手法を検討して参りたい。」と答弁をした。

- (2) 山科春美議員から、「学校休業等による学習低下や体力低下が指摘されているが、現状と対策はどうなっているか。また、学校休業や外出自粛などによる子どものスマホ依存、ゲーム依存等への影響等とその対策はどうなっているか。」という質問に対して

「本市においては、3月2日から臨時休業とし、5月18日から段階的に学校再開を行っている。臨時休業中は、一人一人に課題を配布したり、有効なサイト等の情報を提供したりしながら学習の支援をした。特に4月は、新しい教科書や教材を使った課題を採り入れ、意欲をもちながら学習できるようにした。また、規則正しい生活を送り学習時間を確保するため、家庭学習の計画表を作るなどの指導を行ってきた。体力については、臨時休業中、外出を自粛していたこともあり、運動する機会が少なくなったため、家庭でできる運動を紹介するプリントやメールなどで情報を提供してきた。学校再開後も運動不足による体力の低下がみられることから、活動中のけがを防止するため、体育や部活動については、無理をせず段階的に運動量を増やしている。

臨時休業や外出の自粛によるスマホ依存、ゲーム依存については、スマホやゲームの時間が長く課題になった事案や、生活リズムがくずれた事案が一部あった。対策としては、家庭の生活について記録をし、振り返るカードを活用したり、おたよりなどで保護者に対して協力を依頼したりした。今後も規則正しい生活習慣を維持し、スマホやゲームについて、家庭のルールを守り使用するよう指導していく。」と答弁した。

- (3) 小嶋富弥議員から「安倍首相が感染拡大を防ぐため3月2日から全国の学校に臨時休校を要請。当市の小中学校も長い休校を余儀なくされた。5月18日から本格的な再開に向け見直しを図り感染防止対策を講じながら学校再開を目指した各関係者の鋭意努力を強く感じる。積み残した学習、年度内の完了の原則の措置、先生方の疲労等を考慮しつつ、学

校行事、部活の指導を始め問題山積の教育行政をこれから、どの様に進めていくのか伺いたい。」という質問に対して

「本市においては、5月18日から段階的に学校再開を行っている。3月からの臨時休業の影響により一部未履修が生じたが、家庭学習の課題や5月の登校日で学習したり新年度の単元に組み込んだりしながら対応していきたい。教育課程については、児童生徒や教職員の負担を考慮した年間計画の見直しを行い、夏休みを縮小したり行事を精選したりするとともに、様々な指導の工夫をしながら、標準となる時数を確保して、年度内に学習が完了するように努めている。

学校行事については、児童生徒にとって、集団と関わり体験的な活動を通して成長する大切な教育活動ととらえている。主なものとして、運動会は延期し2学期に実施する。また、修学旅行は、時期や場所について現在検討している。その他、予定している行事は、今後の状況をふまえながら、実施の有無や持ち方について判断をしていく。

部活動については、5月25日より感染防止対策を講じながら制約のある活動として実施しているが、6月からは、臨時休業前と同程度の回数を行い、段階的に活動の量を増やしている。今後、対外試合の実施については、感染の状況や県の方針を参考にしながら、判断をしていきたい。」と答弁をした。

- (4) 佐藤悦子議員から「給食がないために、昼食が何日もとれない子ども、虐待を受けている子どもなどの増加に対して食事の提供の取り組みや、子どもが安心して過ごせる居場所の確保、保護者の悩みを相談できる場づくりが必要ではないか。」という質問に対して

「臨時休業中の家庭の様子については、担任の家庭訪問や電話などで把握をした。現時点においては、臨時休業中における小中学生の虐待や、家庭で昼食が何日もとれないことが課題になった事案についての報告はない。また、臨時休業になった場合の、特定の児童生徒に対する学校給食の提供については、現時点では考えていない。子どもが安心して過ごせる居場所の確保については、これまで臨時休業の際は、学童や学校で見守りをしてきたが、今後も、感染が拡大しない対策を最優先としながら、安心して見守りができる環境を整えていきたい。

また、保護者の悩みについては、常時、学校では保護者の相談に応じており、これまでも登校や体調に関することや課題についてお応えさせていただいた。今後、アンケートを予定している学校もあり、休業中

の様子について、課題があれば対応していきたい。」と答弁した。

次に、「1年分の学習指導要領の完全履修をさせるのは無理ではないか。上からの押しつけ研修をやめ、学習単元を大幅に精選し、次年度での指導も視野に入れる工夫を促すべきではないか。

さらに、1クラス33名を超える学級は市内では何学級あるか。また、教室に入りきれない子どもへの指導に、先生方は苦慮している。学級定数を減らし、先生を根本的に増やしていく必要があるのではないか。

最後に差別や偏見は最も有害である。憲法と子どもの権利条約に基づき、人権尊重と社会的連帯の意味を学ぶ取り組みについて、当市ではどうお考えか。」という質問に対して

「教育課程については、児童生徒や教職員の負担を考慮しながら、5月に年間計画を見直し、夏休みを縮小したり行事を精選したりするとともに、様々な指導の工夫をしながら、標準となる時数を確保することができている。したがって、現時点ではつめこみにならない配慮をしながら、年度内に学習が完了することが可能な状況だ。今後、新たな臨時休業等をせざるを得ない状況になった場合は、次年度に学習内容を移すことも想定しながら進めていきたい。

また、本市が主催する研修等については、中止、延期、縮小などの判断をして、感染防止対策を優先している。

続いて、学級の人数だが、現在、1クラス33名を超える学級は、市内全校の130学級のうち3学級ある。学年によっては、校内で担任外の職員を配置して2つのグループに分けて指導している学校もある。各校では、文部科学省が示している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」にある地域の感染レベル1の行動基準に従い、児童生徒の座席配置を1メートル以上を目安として間隔をとるように努め、難しい場合は、広い教室で学習をしたり隣接する多目的スペースを活用したりするなど工夫をしている。教員の配置定数については、国の基準や教育山形「さんさんプラン」の方針に従っているが、国や県に対して、市町村教育委員会や校長会から教員を増やす内容の要望をしている。

最後に、基本的人権の尊重や子どもの権利についての考えだが、それらを脅かす偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではないと、とらえている。そのために、学校再開にあたり、市内全校で偏見や差別に関する指導を行った。具体的には、始業式における校長のあいさつ、養護教諭や担任の指導、最初の道徳の授業、保護者へのおたより、

校内の掲示物等、いろいろな機会でていねいに指導を行っている。今後
も発達段階に応じて指導を行い、偏見や差別が生じないように配慮してい
きたい。」と答弁をした。

教育長報告（２）

令和元年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、令和元年度新庄市一般会計予算の一部を翌年度へ繰越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和元年度新庄市一般会計(教育費)繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	図書館屋根改修事業	25,000,000	25,000,000					25,000,000
		ふるさと歴史センター空調設備改修事業	2,200,000	2,200,000					2,200,000